

専門実践教育訓練給付金制度

看護師・介護福祉士

看護学科(准看護師免許取得者対象)、介護福祉学科対象

をめざす社会人の方へ朗報☆

2年課程の学費の

最大*
約1年分=87万円 給付!

注：看護学科は最大87万円
介護福祉学科は最大88万円

制度概要

当制度の資格要件の有無、手続き詳細は
お近くのハローワークでお問い合わせください。

厚生労働省が実施するもので、労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、その教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度。

対象

平成27年度以後の入学生で次の条件を満たす方
「受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方」

給付内容

- 給付額……学費等の40%
- 給付額の上限……年間32万円
- 給付期間……2年間
- 追加給付……資格取得後、卒業後1年以内に就職すればさらに20%(上限48万円)追加給付

お問い合わせ先



岩国YMCA国際医療福祉専門学校

岩国市麻里布町2-6-25 (JR岩国駅より徒歩3分) TEL 0827-29-2233